

1. 改正の概要

- ・酒税の税率が以下のように、三段階に分けて変更になります。
- ・「ビール」の税率が戦後最低水準まで下がり、「新ジャンル」「チューハイ」の税率が大幅に引き上げられます。

(1ℓ当たり(350ml当たり))

種類	改正前	改正案		
		第一段階	第二段階	第三段階
発泡性酒類(※1)	220,000円 (77.00円)	200,000円 (70.00円)	181,000円 (63.35円)	
発泡酒(アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	
麦芽比率25%以上50%未満	178,125円 (62.34円)	167,125円 (58.49円)	155,000円 (54.25円)	155,000円 (54.25円)
麦芽比率25%未満	134,250円 (46.98円)	134,250円 (46.98円)		
新ジャンル(※2)	-	-	134,250円 (46.98円)	
その他の発泡性酒類(アルコール分)	(10度未満)	(10度未満)	(10度未満)	(11度未満)
新ジャンル(※2)	80,000円 (28.00円)	108,000円 (37.80円)	-	-
チューハイ等	80,000円 (28.00円)	80,000円 (28.00円)		100,000円 (35.00円)
税率改正の実施時期	-	平成32年10月1日	平成35年10月1日	平成38年10月1日
醸造酒類	140,000円	120,000円	100,000円	
清酒	120,000円	110,000円		
果実酒	80,000円	90,000円		
税率改正の実施時期	-	平成32年10月1日	平成35年10月1日	
混成酒類(アルコール分20度)	220,000円	200,000円		
[アルコール分1度当たりの加算額]	[11,000円]	[10,000円]		
税率改正の実施時期	-	平成32年10月1日		

(※1) 発泡性酒類のうち、麦芽比率67%以上のもの(平成35年10月1日以降は50%以上のもの)が「ビール」とされる

(※2) 「新ジャンル」については平成35年10月1日から発泡酒の品目に分類される

2. 今後の注目点

- ・三段階の税率見直しの都度、経済状況を踏まえて検討を加え、必要がある際には所要の措置が講じられる予定である。

1. 改正の概要

・ビール系飲料の定義の見直しが行われます。

【定義の見直し案】

	改正前	改正案
① ビール	次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のもの イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたもの ロ 麦芽、ホップ、水及び一定の物品(麦、米、とうもろこし等)を原料として発酵させたもの(その原料中一定の物品の重量の合計が麦芽の重量の100分の50を超えないものに限る)	イ ビールの原料の範囲に、果実(果肉・果皮)・一定の香料(重量の合計が、麦芽の重量の100分の5を超えないものに限る)を加える ロ 麦芽比率を100分の50以上(現行:100分の67以上)に引き下げる ハ ビールの範囲に、「ビールにホップ又は上記イの物品を加えて発酵させたもの」を加える
② 発泡酒 新ジャンル	麦芽又は麦を原料の一部とした酒類(ビール等に該当するものを除く)で発泡性を有するもの(アルコール分が20度未満のものに限る) イ 糖類、ホップ、水及び一定の物品(エンドウたんぱく等)を原料として発酵させたもの(エキス分が2度以上のものに限る) ロ 発泡酒(麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもので、その原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の100分の50未満のもの)に麦スピリッツを加えたもの(エキス分が2度以上のものに限る)	発泡酒の範囲に、次の酒類で発泡性を有するもの(アルコール分が20度未満のものに限り、ビールに該当するものを除く)を加える イ ホップ又は一定の苦味料を原料の一部とした酒類 ロ 香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして一定の方法により測定した苦味価及び色度の値が一定以上の酒類
③ 果実酒	次に掲げる酒類でアルコール分が20度未満のもの(一定のものを除く) イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたもの ロ 果実又は果実及び水に糖類(一定のものに限る、ハ及びニにおいて同じ)を加えて発酵させたもの ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香料若しくは水を加えたもの(一定のものに限る)	果実酒の範囲に、「果実酒に植物(オークチップ)を浸してその成分を浸出させたもの」を加える

○上記①及び③の改正は平成30年4月1日以後に、②の改正は平成35年10月1日以後に、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取るビール、果実酒、及び発泡酒について適用する。

【イメージ図】

原料 麦芽比率	麦芽、ホップ、水のほか 一定の物品のみ	果実 一定の香料	その他の 原料
67%	ビール		
50%	発泡酒 → ビール		
	発泡酒		

ビール類似品
新ジャンル

2. 今後の注目点

・現行の新ジャンルが発泡酒の品目に分類されることに加え、色度や苦味価の点で発泡酒の定義が拡充されることから、新たなビール類似商品の開発も期待される。

1. 改正の概要

・環境性能の優れた自動車等の普及を図るため、車体課税について見直しが行われます。

【車体課税の改正の概要】

区分	税目	課税時期	税額	平成29年度改正の概要
国税	自動車重量税 (①)	車検時等	車種・車検期間・重量に応じ決定	<p>○エコカー減税制度（注1）の見直し</p> <p>○適用期限を平成31年4月30日まで2年延長</p>
地方税	都道府県税 自動車取得税 (②)	取得時	取得価額×税率	<p>○エコカー減税制度等の見直し</p> <p>○適用期限を平成31年3月31日まで2年延長</p>
	自動車税 (③)	毎年4月1日	車種等に応じ決定	○自動車税のグリーン化特例制度（注2）の見直し及び延長
	市町村税 軽自動車税	毎年4月1日	車種及び用途等に応じ決定	○軽自動車税のグリーン化特例制度の見直し及び延長

(注1) エコカー減税とは、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税等の特例措置をいいます。

(注2) グリーン化特例とは、燃費性能等が優れた環境負荷の小さい自動車及び軽自動車の税率を軽減し(軽課)、一定年数を経過した環境負荷の重い自動車の税率を重くする(重課)という特例措置をいいます。

2. 実務上の留意点

・自動車メーカー等の不正行為によって納付不足額が発生した場合、所要の措置が講じられる予定である。

①自動車重量税におけるエコカー減税の見直し等

1. 改正の概要

・平成32年度(2020年度)燃費基準への移行を円滑に進めるとともに、足元の自動車の消費を喚起することにも配慮し、次の措置が講じられます。

- (1) 自動車の燃費性能に関する要件が引き上げられます。
- (2) (1)により、エコカー減税の対象外となる一定の自動車について、新規検査時の税率を本則税率とする経過措置(エコカー減税の対象車以外は、現行は、本則税率よりも高い税率を適用)が設けられます。
- (3) 本措置の適用対象となる自動車の範囲に一定の自動車が増えられます。
- (4) 適用期限が「平成29年4月30日まで」から「平成31年4月30日まで」に2年間延長されます。

(1) 燃費性能に関する要件の見直し(乗用自動車の場合)

新規検査時の 税額	要件		
	改正前	改正案	
		H29.5.1~H30.4.30	H30.5.1~H31.4.30
免税	H32燃費基準 +20%以上	H32燃費基準 +30%以上	H32燃費基準 +40%以上
75%軽減	H32燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 +20%以上	
50%軽減	H32燃費基準 を充足	H32燃費基準 +10%以上	
25%軽減	H27燃費基準 +5%以上	H27燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 を充足

(注)平成32年度燃費基準+20%以上とは、エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能が良い自動車をいう。

【参考】自動車重量税とは

- ・自動車重量税は、車検などの際に自動車の所有者に対して課税される国税です。
- ・納税額は、車種や車検期間、重量毎に定められています。

(2) 新規検査時における経過措置(乗用自動車の場合)

対象自動車	(1)の改正によりエコカー減税の対象外となる 平成27年度燃費基準達成車	
		H27燃費基準 +5%以上
適用期限	H29.5.1~H30.4.30	
対象検査	新車に係る新規検査	
税制措置	本則税率を適用 (現行はエコカー減税の対象車以外は本則税率よりも高い税率を適用)	

- ・(1)(2)とも、H17排出ガス基準△75%又は次の(3)を満たすものに限る。

(3) 適用対象となる自動車の範囲の拡大(乗用自動車の場合)

本措置の適用対象となる自動車の範囲に一定の自動車が増えられる。

対象車の例	要件		
ガソリン自動車	H30排出ガス 規制適合	& H30排出ガス基準 △50%以上	& H27燃費基準 +10%以上
石油ガス自動車	H30排出ガス 規制適合	& H30排出ガス基準 △50%以上	& H27燃費基準 +10%以上
	H17排出ガス 規制適合	& H17排出ガス基準 △75%以上	& H27燃費基準 +10%以上
軽油自動車	H30排出ガス規制に適合するもの		

②自動車取得税におけるエコカー減税の見直し等

1. 改正の概要

・自動車取得税について次の措置が講じられます。

(1) エコカー減税(新車)、取得価額の控除(中古車)に係る燃費性能に関する要件の基準が引き上げられます。

(2) 適用期限が「平成29年3月31日まで」から「平成31年3月31日まで」に2年間延長されます。

(1) エコカー減税に係る要件の見直し(乗用車の場合。新車に限る)

軽減割合	適用要件		
	改正前	改正案	
		H29.4.1～H30.3.31	H30.4.1～H31.3.31
非課税	電気自動車等	電気自動車等	電気自動車等
	H32燃費基準 +20%以上	H32燃費基準 +30%以上	H32燃費基準 +40%以上
80%軽減	H32燃費基準 +10%以上	-	H32燃費基準 +30%以上
60%軽減	H32燃費基準 を充足	H32燃費基準 +20%以上	H32燃費基準 +20%以上
40%軽減	H27燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 +10%以上
20%軽減	H27燃費基準 +5%以上	H27燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 を充足

(注) H32燃費基準+20%以上とは、エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準より20%以上燃費性能が良い自動車をいう。

【参考】自動車取得税とは

・自動車取得税は、一定の自動車を取得した者が、その自動車の新規登録・移転登録等をした時に課税される地方税(道府県税)です。
・納税額は、「取得価額×税率」により計算されます。

(2) 取得価額の控除に係る要件の見直し(乗用車の場合。中古に限る)

控除額	適用要件		
	改正前	改正案	
		H29.4.1～H30.3.31	H30.4.1～H31.3.31
45万円	H32燃費基準 +20%以上	H32燃費基準 +30%以上	H32燃費基準 +40%以上
35万円	H32燃費基準 +10%以上	-	H32燃費基準 +30%以上
25万円	H32燃費基準 を充足	H32燃費基準 +20%以上	H32燃費基準 +20%以上
15万円	H27燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 +10%以上
5万円	H27燃費基準 +5%以上	H27燃費基準 +10%以上	H32燃費基準 を充足

・(1)(2)とも、H17排出ガス基準△75%又は次の(3)を満たすものに限る。

(3) 適用対象となる自動車の範囲の追加(乗用車の場合)

本措置の適用対象となる自動車の範囲に一定の自動車が増えらる。

対象車の例	要件		
ガソリン自動車	H30排出ガス 規制適合	H30排出ガス基準 △50%以上	H27燃費基準 +10%以上
石油ガス自動車	H30排出ガス 規制適合	H30排出ガス基準 △50%以上	H27燃費基準 +10%以上
	H17排出ガス 規制適合	H17排出ガス基準 △75%以上	H27燃費基準 +10%以上
軽油自動車	H30排出ガス規制に適合するもの		

2. 今後の注目点

・消費税率10%引上げ時に自動車取得税は廃止され、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化するため、環境性能割が導入される予定である。

1. 改正の概要

グリーン化特例の一部見直し及び延長の措置が講じられます。

(1) 自動車税のグリーン化特例(軽課)の区分が見直されます。

(平成29年4月1日から平成31年3月31日までの新規取得分に適用する)

(2) グリーン化特例の適用期限が2年間延長されます。

(軽課については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの新規取得分に適用し、重課については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに、取得から一定期間を超えているものに適用する)

【自動車税のグリーン化特例(軽課)の見直し】

改正前		
区分		標準税率に対する 軽減率
次世代自動車	電気自動車等(※1)	
ガソリン車 ・ ガソリン ハイブリッド車	H17 排出ガス基準 △75%達成 (※4)	H32燃費基準 +10%達成(※5)
		H27燃費基準 +20%達成(※6)
	上記以外	概ね 75%軽減
		概ね 50%軽減
		—

改正案		
区分		標準税率に対する 軽減率
次世代自動車	電気自動車等(※1)	
ガソリン車 ・ ガソリン ハイブリッド車	H17 排出ガス基準 △75%達成 (※4) or H30 排出ガス基準 △50%達成 (※7)	H32燃費基準 +30%達成(※5)
		H32燃費基準 +10%達成(※5)
	上記以外	概ね 75%軽減
		概ね 50%軽減
		—

※1 電気自動車等とは、電気自動車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車(※2)、クリーンディーゼル乗用車(※3)をいう。

※2 天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに限る。改正案では平成30年排出ガス規制に適合するものも対象

※3 クリーンディーゼル乗用車とは、平成21年排出ガス規制に適合している乗用車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。)をいう。改正案では平成30年排出ガス規制に適合するものも対象

※4 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車をいう。

※5 エネルギー消費効率が平成32年度燃費基準値より10(又は30%)以上燃費性能が良い自動車をいう。

※6 エネルギー消費効率が平成27年度燃費基準値より20%以上燃費性能が良い自動車をいう。

※7 平成30年排出ガス規制に適合し、かつ、平成30年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車をいう。

1. 改正の概要

- ・(改正前)仮想通貨の譲渡は消費税法上の非課税取引として規定されていないため、課税資産の譲渡等に該当します。
- ・(改正案)実質的に支払・決済手段としての機能を有することを鑑み消費税が非課税になります。
- ・平成29年6月30日に100万円(税抜)以上の仮想通貨を保有する場合には、直前購入による不当な仕入税額控除を防止する為、平成29年6月1日から平成29年6月30日の間に購入した仮想通貨について一部仕入税額控除の適用が制限されます。

取引の区分	改正前	改正案
仮想通貨を購入した場合	課税仕入れ (課税資産の譲渡等にのみ要する)	非課税仕入れ
仮想通貨を譲渡した場合	課税資産の譲渡等	非課税資産の譲渡等

○平成29年7月1日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れに適用される。

(※)仮想通貨とは、不特定多数間での物品購入・サービス提供の決済・売買・交換に利用できる財産的価値で、情報処理システムによって移転可能なものと定義されている。

【直前購入分についての仕入税額控除の制限】

仕入税額控除の適用ができない金額

$$= (\text{平成29年6月30日の保有数量}) - (\text{平成29年6月1日から平成29年6月30日までの平均保有数量})$$

(※)平成29年6月30日に100万円(税抜)以上の仮想通貨を保有する場合に限る。

2. 実務上の留意点

- ・仮想通貨の取引をした場合、課税売上割合が下がり、消費税の納税額が増加することが懸念される。